

22千保保環第241号
平成22年 4月26日

小規模専用水道設置者 様

千葉市保健所長

水質基準に関する省令等の一部改正について（通知）

今般、「水質基準に関する省令等の一部を改正する省令」（平成22年厚生労働省令第18号）が平成22年2月17日に公布され、平成22年4月1日から施行されることとなりました。ついては、下記事項に留意の上、適正な水質管理を図るよう、よろしく申し上げます。

記

1 水質検査項目 カドミウム及びその化合物

2 基準値 0.003 mg/L 以下

3 備考

直近の水質検査結果を確認し、「カドミウム及びその化合物」が0.003 mg/Lを超えている場合は、次回の水質検査に「カドミウム及びその化合物」の項目を加えて実施してください。

水質基準に関する省令等の改正に伴い、「小規模専用水道のとびき」を改訂しました。

千葉市保健所環境衛生課ホームページからダウンロードできますので、参考にしてください↓

(<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/hokenjo/kankyo/download/20100401tebiki-syousenn.pdf>)

担当 環境衛生課施設指導係
電話 043-238-9940
FAX 043-238-9945